

西原村立保育所給食調理業務委託 公募型プロポーザル審査要領

1. 審査の基本的な考え方について

西原村が、保育所給食調理の業務を委託する事業者は、保育施設・学校給食調理等の業務に実績があり、調理技術、安全衛生管理等の社内教育を積極的に行っている意欲的で、かつ、保育所給食の意義や目的を十分理解している事業者であること。また、業務従事者を安定的に雇用しており、かつ、その企業の経営状態等も安定し継続的に業務を行っていることである。

このような基本を踏まえ、プロポーザル提案書等提出書類並びにプレゼンテーション・ヒアリングの内容をもとに適正な審査を行うための基準を以下のとおり定め、業務を委託するに最もふさわしい事業者を選定する。

2. 選定方法

- (1) 選定は、西原村立保育所給食調理業務実施事業者選定委員会により、本要領に基づき行う。
- (2) 提出された提案書等各資料について、別表「評価基準表」に基づき評価を行う。
各小項目別に評価し、その合計得点（200点満点）により選定を行う。

3. 評価・採点

- (1) 採点の基準は配点に応じて下記のとおりとする。また、業務委託料の見積に対する評価・配点については、次項によるものとする。

判定	点数	点数	点数
優れている	20	30	40
やや優れている	16	24	32
普通（一般的な提案）	12	18	24
やや劣っている	8	12	16
劣っている	4	6	8

- (2) 見積に対する評価・配点

事業者選定にあたっては、真に本村が求めている仕様が十分に満たされ、かつ、予算額の範囲内であることを条件に、見積価格の多寡だけにとらわれず、提案内容の良否を最も重視して行うものとする。

- (3) 提案者が1者の場合でも、本要領に基づき、審査を行う。
- (4) 評価項目において、西原村の求める最低基準（評価点の総計の5割）を下回った場合は、受託候補者を決定しない場合がある。

4. 事業者の選定

- (1) 各選定委員の合計点数の合計が最も高い提案者を受託候補者に決定する。
- (2) 項より選定した事業者が辞退またはその他の理由で契約できない場合は、次点者を受託候補者とする。

【別紙】

西原村立保育所給食調理業務委託公募型プロポーザル 評価基準表

項目	評価のポイント	配点
法人の実績	事業者の経営理念及び財政基盤の安定性	20
	保育所・学校における給食調理業務実績、大量調理施設における給食調理業務実績等、調理業務の受託に関するノウハウ	
保育施設における給食調理業務の考え方	給食献立の作成方法と基本的な考え方（乳幼児期の食の重要性や保育所給食が保育の一環であることへの理解度を含む）	40
	園児の年齢に合わせた安全・安心でおいしい給食提供のための提案（季節に応じた食材、西原村・県産食材を利用した献立）	
	保育所職員との連携や園児との関わりについての考え方	
	食育を推進する上で、事業者が関与することが可能なことの提案	
保育施設における給食提供体制	配置予定の栄養士、給食業務責任者の経験内容及び年数等	30
	人事配置、採用等、無理のない配置計画	
	休暇等業務従事者欠員時の代替職員確保の体制及び具体的想定	
	業務従事者に対する研修、育成についての基本的な考え方（研修体制と年間計画を含む）	
安全衛生管理体制	衛生管理に関する基本的な考え方及び衛生管理体制、衛生検査の実施内容	20
	従業員の健康管理体制	
	食中毒や異物混入等の事故に関する具体的防止対策と事故発生時等の対応方針・再発防止対策	
配慮を必要とする児童への給食提供	離乳食対応に関する基本的方針及び実施体制	20
	食物アレルギー対応に関する基本的方針及び実施体制	
地域貢献	追加避難所に指定される可能性のある保育施設において、災害時の協力体制の基本的方針	20
	地元の事業者からの食材購入等配慮	
総合評価	総合的観点からの評価（熱意、考え方、保育施設における調理業務の運営を任せられるか）	20
価格評価	見積金額を次の算式で計上する 価格点 = 【（最低提示価格 ÷ 提案価格）× 30点】 価格点は、小数点第3位を四捨五入する。	30